

平成 23 年 10 月 31 日

東北学院大学学長
星宮 望 先生

入試部長
植松靖夫

願 上 書

本学では、東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程により、平成 24 年度に入学する学生に対しても授業料減免措置を実施すること及び東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程により、奨学金を給付することが決定されています。

この授業料減免と奨学金の給付は、学生の入学後に行われることになっておりますが、入試部としては、今回の大震災で親を亡くした新入生に対しては（厳密には「主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合」には）、「入学金のみの納入」で入学が可能にすることによって、「入学手続き時」における新入生の経済的負担を軽減し、また、多少なりとも入学者増につなげたいと考えております。

つきましては、「主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合」に限り、入学手続き時に前期授業料の免除を行っていただきたく、東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程の（部分的な）改正をお願い申し上げます。また、入学手続き時に、前期分の施設設備資金（全学部）と実習費（工学部）を納入することになっておりますが、東日本大震災緊急給付奨学金を実質的に「前倒し」給付することによって、「入学金のみの納入」の実現を図りたいと考えておりますので、東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程の改定（もしくは弾力的運用）をお認めいただきたくお願い申し上げます。

さらに、上記に該当する新入生が「入学金のみの納入」で入学可能になるためには、諸会費（後援会費・同窓会入会費・同窓会費・学術研究会費・工学会費・学生会入会費・学生会費・工学部学生会入会費・工学部学生会費）の会費免除が不可欠でありますので、東北学院大学後援会、東北学院同窓会、東北学院大学学術研究会、東北学院大学工学会、東北学院大学学生会及び東北学院大学工学部学生会に対しても、会費及び入会費免除の要請を行っていただきたく、お願い申し上げます。

入試部では、これまで一人一人の受験生を大切にして丁寧な説明会を続けてきております。上記に該当する新入生の数は数人と思われませんが、少人数とはいえ、是非とも当該受験生の修学の機会を確保したく、入学手続き時に、入学金のみの入学できる措置を重ねてお願い申し上げます。

東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程（改定案）

<現行>

附則 2. 平成 24 年度入学予定者で第 1 条第 1 項第 1 号に該当する者に対しては、入学後に前期分の授業料相当額を地震被害特別奨学金として給付し、後期分の授業料については免除とする。

<改正案>

附則 2. 平成 24 年度入学予定者で第 1 条第 1 項第 1 号に該当する者に対しては、特段の願い出により、入学手続き時に当該年度の授業料を免除することができるものとする。

東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程（改定案）

<現行>

第9条 本奨学金は、申請採択の決定の後、速やかに給付される。ただし、納入すべき学納金への充当が優先される。

<改正案>

第 9 条 本奨学金は、申請採択の決定の後、速やかに給付される。ただし、納入すべき学納金への充当が優先される。

- 2 平成 24 年度入学予定者で第 2 条第 1 項第 1 号に該当する者からの特段の願い出により、施設設備資金、実習費及び諸会費に充当することを条件として、入学手続き時において、本奨学金の給付予約をすることができる。この給付予約により、「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」及び「東北学院大学学生納付金等納入に関する規程」に規定された「指定の学納金」から施設設備資金及び実習費を除外できるものとする。